

# 鳥取縣公報

昭和十七年十一月二十日  
 第千三百八十六號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 目次

- 粉販賣價格指定……………二頁
- 種籾販賣價格指定……………二頁
- パケツ販賣價格指定……………三頁
- 靴裏金販賣價格指定……………三頁
- 製パン加工賃協定價格認可……………三頁
- 組合長同副長選任認可……………三頁
- 動力糶摺業免許證下付……………三頁
- 組合長選任認可……………三頁
- 健康保險齒科醫異動……………三頁
- 度量衡器計量器第一種取締執行……………三頁
- カーバイト需要者團體指定……………三頁
- 公告……………三頁
- 土地立入許可……………三頁
- 彙報……………三頁
- 青少年上海軍に志願せよ……………三頁
- 滿洲開拓團並青少年義勇軍指導員募集……………三頁
- 農業増産報國推進隊内原で訓練……………三頁
- 其の他……………三頁

## 告示

### 鳥取縣告示第七百二十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル粉ノ最高販賣價格  
 左ノ通指定ス

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土肥米之

粉ノ最高販賣價格

品名	規		單位	製造業者最 高販賣價格	小賣業者最 高販賣價格
	規	規			
杉粉	一枚ノ	一把ノ	一束	二〇九	二〇〇
	長一尺巾 三寸以上	長一尺巾 一尺以上			
同	厚七厘 至九厘	高四寸五 分以上	同	一、六七	一、八四
	長八寸巾 三寸以上	長八寸巾 一尺以上			

栗粉	厚六厘乃高四寸五分以上	同	二、一九
	長一尺巾一尺以上		二、四一
	三寸以上一尺以上		
	厚八厘乃高四寸五分		
	至一分		

- 一 一束ノ内一枚ノ巾三寸未滿ノモノ十枚以内混入セルモノニ付テハ本表價格ヲ適用ス
- 二 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
- 三 本表價格ト異ナルモノニアリテハ本表價格ヲ基準トシテ体積割合ニ依リ算出シタル額ノ二割引トス

鳥取縣告示第七百三十號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル千葉縣產種籾ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年十一月二十日

種別	單位	最高販賣價格	備考
千葉縣產種籾ノ販賣價格			
鳥取縣知事	土肥	米之	
鳥子用水稻種籾	四斗	一七、七〇	

- 同 陸稻梗籾 同 一五、四〇
- 同 陸稻糯籾 同 一七、三〇
- 一 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
- 二 小量賣ニ依リ合算額ニ錢位未滿ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スルモノトス

鳥取縣告示第七百三十一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケルバケツノ小賣業者最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年十一月二十日

種別	單位	最高販賣價格	備考
一 平板製品			
鳥取縣知事	土肥	米之	
容量	規	深	內底徑
原板ノ厚	高販賣價格		
一 平板製品			
八立	二四〇	二二七	一九〇
〇、二七耗以上	〇、三三同	〇、三八同	〇、四三同
八五	九六	〇七	一、一八

本表價格ハ原板ノ厚〇、三二耗以下ノモノニ在リテハ胴體ニ補強橫筋三本以上ヲ施シタルモノ、價格トシ補強橫筋三本以上ヲ施ササルモノハ本表價格ノ一〇錢下ゲトス

二 亞鉛メッキ製品

(單位一箇)

容量	規	深	內底徑	原板ノ厚	小賣業者最高販賣價格
八立	二四〇	二二七	一九〇	〇、二七耗以上	一、三〇
〇、三三同	〇、三八同	〇、四三同	〇、四三同	〇、二七同	一、四一
〇、三三同	〇、三八同	〇、四三同	〇、四三同	〇、二七同	一、六〇
〇、三三同	〇、三八同	〇、四三同	〇、四三同	〇、二七同	一、七一

- 三 前各表價格ハ鈎手及補強底輪附ノモノ、價格トス
- 四 鈎手ハ薄鈎手(幅一入耗以上二〇番以上ノ鐵板ヲ溝型トシ塗裝ヲ施シタルモノ)パイプ鈎手(二三番以上ノ鐵板ヲ直徑七耗以上ノパイプトシ塗裝ヲ施シ木管握附ノモノ)鐵線鈎手(二三番以上ノ鐵線ニ塗裝ヲ施シ木管握附ノモノ)木製鈎手又ハ竹製

- 鈎手トス
- 五 補強底輪ハ幅二〇耗以上二六番以上ノ鐵板ノモノ又ハ幅二五耗以上胴鐵板ト同等以上ノ鐵板ヲ折曲ゲタルモノトス
- 六 耳ダルマハ二〇番以上ノ鐵板ノモノトス
- 七 前各表中ノ規格ハ容量ニ差異ナキ限り各寸法ノ百分ノ五以内ノ公差ヲ認ムルモノトス
- 八 本表價格ハ賣主店先渡價格トス

鳥取縣告示第七百三十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル靴裏金ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年十一月二十日

靴裏金最高販賣價格	單位	小賣業者最高販賣價格
鳥取縣知事	土肥	米之
底金大、中及小	一箇	三錢
同 最 小	同	二錢
同 小形底金	同	一錢
同 三角鉄	同	一錢

00244

- 一 右價格ハ打賃込價格トス
- 二 右價格ハ一級品ノ價格ニシテ二級品ノ價格ハ右價格ノ二割下ゲトス但シ總額ニ於テ厘位ヲ生シタル場合ハ錢位ニ繰上グルモノトス
- 三 一級品、二級品ノ區分ハ日本鋼鐵工業組合聯合會靴底金部會ノ検査ニ依ルモノトス

鳥取縣告示第七百三十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣西部パン工業小組合

(ロ) 地區 米子市、西伯郡、日野郡一圓

二 組合員タル資格

地區内ニ於ケルパンノ製造業者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

(イ) 額

製パン加工賃  
 小麥粉一貫ニ付製パン出來上リ  
 重量一貫五百匁渡シ  
 右加工賃ハ小麥粉一貫匁ノ提供ヲ受ケテ之ヲ七十五個乃至八十五個ノパン(砂糖ナシ)ト爲ス最高加工賃ニシテ小麥粉以外ノ材料燃料等ヲ含ミタルモノトス

(ロ) 實施ノ日

昭和十七年十一月二十日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
 (ロ) 認可加工賃及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第七百三十四號

東伯郡社村横田第二耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セ

00245

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

東伯郡社村大字横田

組合長 長谷川 喜一郎

同 郡同村大字同所

組合副長 田中 龜一

同 郡同村大字同所

組合副長 大場 憲太郎

鳥取縣告示第七百三十五號

東伯郡赤碕町耕地整理組合長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

東伯郡赤碕町大字赤碕

組合長 浦邊 龍治

鳥取縣告示第七百三十六號

昭和十七年十一月十六日左記ノ者ニ對シ動力取扱業免許證下付セ

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

免許證 住 所 氏 名

五七 岩美郡米里村大字西大路拾八番屋敷 山根 頼雄

六六 東伯郡倉吉町大字殿城四百參拾四番地 鳥羽 謹藏

七一 日野郡溝口町大字莊百貳拾壹番地 長田 仁一

鳥取縣告示第七百三十七號

日野郡畜産組合長木村利太郎辭任ニ付左記ノ通選任ノ件十一月二十日付認可セリ

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

日野郡日野上村大字矢戸七拾四番地

井川 喜八郎

鳥取縣告示第七百三十八號

菅管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通異動アリタリ

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00246

舊診療所所在地 新診療所所在地 氏名 異動事項 異動年月日

東伯郡由良町大	東伯郡倉吉町字	田中 藤吉	移 診 所	昭和十七年十月十日
字由良宿	明治町	藤川 政男	移 診 所	昭和十七年十月二十八日
一、一、一、三、〇、二、五、〇、一				
東伯郡三朝村大	東伯郡倉吉町大	藤川 政男	移 診 所	昭和十七年十月二十八日
伊賀 兼藏方	字魚町			
	二、五、一、六			

鳥取縣告示第七百三十九號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通異動アリタリ

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

診療所所在地 氏名 異動事項 異動年月日

鳥取市西町	中 井 多榮子	退 職	昭和十七年九月三十日
日本赤十字社鳥取支部病院	飛 田 義 次	死 亡	昭和十七年十月二十三日
日野郡溝口町大字溝口			

鳥取縣告示第七百四十號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ岩美郡成器村外六ヶ村度量衡器、

計量器第一種取締左ノ通執行ス

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査期日	検査時刻	検査区域	検査場所
昭和十七年十一月一日	自午前九時至午後三時	成器村、大茅村	成器村特設度量衡検査場

同三月二日	同	宇倍野村	宇倍野村
同三月三日	同	面影村	面影村
同三月四日	同	津ノ井村	津ノ井村
同三月五日	同	米里村	米里村
同三月六日	同	倉田村	倉田村
同三月七日	同	倉田村	倉田村

鳥取縣告示第七百四十一號

カーバイド配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ需要者ノ團體左ノ通指定ス

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣機械加工修理工業組合  
鳥取縣鐵工統制工業組合  
鳥取縣野銀冶工業組合  
鳥取縣電氣機器加工修理工業組合  
鳥取縣輕車輛工業組合  
鳥取縣熔接工業組合

公 告

都市計畫事業ニ伴ヒ測量又ハ検査ノ爲左ノ通土地立入ノ件許可ス

昭和十七年十一月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 起 業 者	米子市
一 事 業 ノ 種 別	米子市都市計畫
一 立 入 ル ベ キ 土 地 ノ 區 域	米子市一圓
一 立 入 期 間	自昭和十七年十一月一日至同十八年三月卅一日

00247

彙 報

青少年よ海軍に志願せよ

海軍の活動舞臺は断然擴大した  
これを護るは日本青少年の重任

名譽ある海軍志願兵

昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發するや、我が海軍は劈頭ハワイ真珠灣を奇襲して米國太平洋艦隊の大部分を潰滅し、又マレー沖に英國自慢の戦艦を撃沈し、爾後東印度諸島にソロモン海域に、或は濠洲水域は素より印度洋に東太平洋にアリューシャンに、近くは大西洋上にまで軍艦旗の下に帝國の偉容を示してゐることは既に諸君の知る處である。

かくて今次大戦に於ける海軍の赫々たる戦果は我が大日本帝國をして世界第一の大洋國たらしめ、我が國の發展は今後いよいよ海洋を舞臺とすることによつて齎されることとなつたのである。しかもこの世界の海の護りは我が帝國海軍にあつて、今やこの廣漠たる大海域は海軍部隊の果敢なる勇戦奮闘によつて空前の戦果

を收め、あるが、戦はまさにこれからである。海軍の實務は益々重大となつた。

帝國海軍の軍艦や航空機は現代科學の粹を集めた精巧なもので世界各國驚異の的となつてゐるのであるが、これを完全に使用してその威力を發揮するためには優秀なる日本青少年、即ち海軍志願兵がいよく、必要である。思想堅實にして學力体力共に優れた全國の青少年が眼を帝國の前途に注ぎ、奮つて海軍に志願し海國男兒として健闘し、國防第一線に立つことを切望する次第である。

海軍志願兵の兵種

志願者はまづ自分の志願する兵種を定めねばならぬが、これには各兵種の職務の概要を知つて自分の性格・体格・學力等を考慮し最も適する兵種を選ばねばならぬ。

- 一、水兵（一般水兵）
  - 主なる役目 大砲、水雷又は測的關係、艦艇の運用、信號等
- 二、少年水測兵（水兵）
  - 主なる役目 敵の潜水艦又は軍艦の所在測定
- 三、少年電信兵（水兵）
  - 主なる役目 無線電信無線電話の取扱
- 四、少年飛行兵（乙種飛行豫科練習生）
  - 主なる役目 航空機の操縦及び機上諸作業

五、整備兵

主なる役目 航空機の機体、發動機及び兵器の整備取扱  
六、機關兵  
主なる役目 汽罐、機械、電氣機械の取扱、機械工業

七、工作兵 (工作術「金屬」練習生)  
主なる役目 鍛冶、機械、仕上、板金、熔接、鑄造、木具工業及び潜水作業に従事

八、軍樂兵  
主なる役目 儀式禮式の爲、又は士氣を鼓舞する爲、その他國際的交歓等の樂奏を奏す

九、衛生兵  
主なる役目 傷病兵の看護、調劑、手術の介助、病的検査、エックス線器械の取扱、防疫諸作業

十、主計兵  
主なる役目 被服、糧食、需品其他一切の經理事務、和洋食調理

「註」右の外甲種飛行豫科練習生がある。これは中學校第三學年修了程度の學力あるものから選抜される。大体は前號に記したが、詳しくは中等學校又は市町村役場に就て知られたい。

▽ 志願手續及び徵募検査

志願者は父兄の同意を得た上、至急市町村役場について書類を整備し、志願兵種を第三志望位まで書いて提出されたい。  
學力試験は數學、讀書、(國民學校高等科修了程度)であつて少年水測兵、電信兵、工作兵、軍樂兵には別に適性試験がある。尙試験成績の外に學校の成績が加味せられるから、通信簿(學業證明書)青年學校手帳及び各種褒賞狀を有するものは検査場に携帶して徵募官に閱覽を受けること。  
身体検査の規格は左表の通りで、年齢によつて差異がある。

身	長(櫃)	十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
體	重(柜)	一五七〇	一六〇〇	一五五〇	一五二〇	一四七〇
胸	圍(櫃)	九〇	八七〇	八四〇	八一〇	七八〇
胸	廓擴張(櫃)	六〇	五・五	五・五	五・五	五〇
肺	活量(立櫃)	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	二、五〇〇

握力左右各(柜)	二〇〇	二六〇	三二〇	三三〇	三三〇
視力	各眼視力	一・〇	但し飛行兵は	一・二	

備考

- (一) 視力は左の範圍迄は合格する
- (1) 少年電信兵、軍樂兵、衛生兵、主計兵志願者は各眼視力〇・六以上矯正視力一・〇以上
- (2) 一般水兵、整備兵、機關兵、工作兵は各眼視力〇・八以上矯正視力一・〇以上で且裸眼の兩眼視力一・〇以上
- (二) 身長は水兵、整備兵、機關兵、工作兵、衛生兵、主計兵は身體強健の場合に限り一五一・〇櫃迄は合格する

志願兵の年齢は兵種により定められてゐて、左表の通りである

兵種	年 齡	生 年 月 日
水兵(一般水兵)	十五年以上	自大正十一年十二月三日
機關兵、工作兵、衛生兵	二十一年未滿	至昭和三年十二月二日
主計兵	十四年八月一日以上	自大正十三年十二月三日
水兵(少年水兵)及少年電信兵	十九年未滿	至昭和四年四月一日

少年飛行兵(乙種飛行科練習生)	十四年八月十一日未滿	自大正十四年十二月三日
軍樂兵	二十六年未滿	自大正十二年十二月二日

尙志願者は市町村又は學校等で豫備検査・豫備教育等が行はれる時は進んで應じ、且つ身体の鍛鍊に心懸け、身体に悪い所はないかよく注意し、出来れば學校醫等の検査を受けて軽い病氣は治して置くやうにしたいものである。

滿洲開拓團並 指導員募集 青少年義勇軍

拓務省では滿洲開拓團並に滿蒙開拓青少年義勇軍指導員を募集することとなつたが、開拓團の方は團長及び畜産・經理・農事・警備・青少年義勇軍の方は中隊長・教學・農事・畜産・教練・庶務・經理の各指導員を募集するものである。

▲ 滿洲開拓團指導員募集要項

應募資格は中等學校以上の卒業者又は之と同等以上の學力有する者で、團長は開拓團の中核的人物となり有る者、農事指導員は農事技能者、畜産指導員は日本又は滿洲國獸醫法に依る有資格

者、警備指導員は陸軍兵科軍曹以上の者、經理指導員は會計事務の知識の経験ある者であつて、徴兵検査終了者で五十五歳以下の者である。

應募者は願書・履歴書・身許證明書・戸籍抄本・最近撮影の手札型寫眞各一通を縣へ、警備指導員のみは所轄聯隊區司令部を経て陸軍省に何れも十二月末日までに提出するのである。

而して團長・農事・畜産の各應募者に對しては縣に於て詮衡の上候補者を決定して拓務省に推挙し、又警備指導員應募者に對しては拓務省係官、聯隊區司令部員及び縣係官と共に詮衡の上假採用せられる。

假採用者は茨城縣滿蒙開拓幹部訓練所及びハルビン開拓指導員訓練所を通じて概ね一ケ年の訓練を受けることになつてゐて、訓練中は月四十圓乃至百圓を、渡滿の際は旅費及び支度料として二百三十圓を支給せられる。

尙ほ訓練終了後は月百圓乃至三百圓の本俸の外に臨時家族手當として扶養家族一人に付き月額三圓が支給せられることになつてゐる。

▼青少年義勇軍指導員募集要項

應募資格は一般と特別の二つになつてゐて、一般應募者は前項の學力を有する者で、中隊長は統率能力のある者、其の他の指導員はそれ〴〵青少年教育に、農事に、庶務に、經理に實際の経験を有する者、畜産指導員は前項の有資格者、教練指導員は陸軍兵科下士官(兵長を含む)以上であつて、成るべく青少年訓練に経験を有する何れも二十五歳以上四十歳までの者となつてゐる。又特別應募者は高等學校及び専門學校以上又は拓殖訓練所の新卒業生にして學校長から推薦せられた者である。

應募手續は教練指導員應募者を除いて前項の書類の外に醫師の身体検査證、最終學校長の成績證明書各一通を縣に、教練指導員應募者は同様書類を所轄聯隊區司令部に提出するのであるが、特別應募者は學校長の推薦を経て同様書類を拓務大臣に何れも十二月二十日までに提出するのである。

採用者は前項と同様内地と現地に於て一ケ年の訓練を受け、訓練終了後は義勇隊訓練本部職員として採用せられる。尙ほ訓練中は月四十圓乃至百圓を、渡滿の際は旅費及び支度料として百七十圓乃至二百三十圓を支給せられる。本俸は履歴に依つて定められるが、在勤手當として本俸の十割乃至十五割を、妻子手當を妻月十圓、二十一歳未満の子供に對し一人當月五圓宛支給せられることになつてゐる。多數應募せられるやう切望する次第である。

本縣の農業増産報國推進隊

内原で一ヶ月訓練

現下内外の情勢を鑑み、農村中堅人物に對し時局の益々重大なるを理解せしめ、彌々皇國農民たるの信念を昂揚し、以て長期戦下に於ける食糧増産確保と皇國農村確立のため、萬難を克服して挺身邁進する氣魄を振起し、農業報國運動展開の中核たらしめる目標の下に、縣では年齢二十五歳以上四十五歳以下の男子三百名を以て「昭和十七年度鳥取縣農業増産報國推進隊」を編成し、十二月中旬頃茨城縣内原にある滿蒙開拓青少年義勇軍訓練所に入所せしめ、こゝで全國府縣の推進隊と共に約一ヶ月間の集團訓練を行はしめることとなつた。

本推進隊は岩美郡(三十名)日野郡(三十名)を第一小隊とし入頭郡(六十名)第二小隊、鳥取市(十名)氣高郡(五十名)が第三小隊、東伯郡(六十名)第四小隊、米子市(十名)西伯郡(五十名)の第五小隊から成つてゐて、武道、作業、訓話及び講話、教練、座談研究會、体験發表、見學其の他の訓練を行ふことになつてゐる。

而し、訓練中現下國情の認識、皇國農民精神の確立、農林政策の理解、農業増産技術の向上等に付て東條總理大臣を初め關係各大臣其の他の訓話、加藤訓練本部長の「皇國農民精神」谷萩大本營陸軍報道部長の「大東亞戦争と陸軍」、平出大本營報道部課長の「大東亞戦争と海軍」其の他二十數氏の講話を聴取して凡ゆる知識を獲得し、農村中堅人物として戦時下食糧増産に挺身せんとするものである。

◎週報・寫真週報掲載内容

▲週報

- 新たなる決意の秋
- 戦時陸運の非常體制
- 國民健康保險擴充運動と郵便年金普及強調運動
- 新・穀・感・謝
- 第二戦線のその後
- 十二月の常會の頁

大東亞戦争一周年を迎へるについて

「頼母しい隣組生活」例當選發表

▲寫真週報

○ 原地人も協力して着々進む南方の建設工作

00252

- 昭南驛にゴムの洪水
- ラングーン朗景―南方現地雜觀
- マニラの國民學校
- サイゴンの日本語講習
- スマトラの黎明―陸軍報道班員現地報告
- 落葉から堆肥を―岐阜縣
- 堆肥―農林省
- 山羊のお乳を赤ちゃんへ―東京府
- 働く母を護りませう―東京第一陸軍造兵廠
- すべては勝利のために(海外通信)ドイツ

◎ 行旅死亡人

岩手縣宮古市長取扱ニ係ル左記行旅死亡人ニ付心當リノ向ハ直接  
 宮古市長宛照會相成度  
 一、本籍、住所、氏名、不詳  
 二、推定年齢、三十歳前後  
 三、性別、女  
 四、相貌、体格人相不明(但シ首及兩腕ハ肘ヨリ兩足ハ膝ヨリナシ)  
 五、着衣、白黒格子下着、緑大型模樣縮一重(模樣不明)草花模樣帶(キケヨウ益花)青色ニ矢型ノ帶結  
 六、死亡別、判定困難  
 七、發見日時場所、昭和十七年九月十日午前十一時頃宮古沖十七哩ノ海上ノ箇所ニ漂流セルヲ發見當市ニ於テ公葬場ニ假埋葬ニ付シタリ

◎ 行旅死亡人

北海道室蘭市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當  
 ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

一、本籍、住所、身分、職業、氏名、不詳  
 二、性別、年齢、男子推定年齢三十歳位  
 三、相貌、特徴、顔貌ハ醜爛甚シキ爲人相特徴等ノ識別不能ナルモ身長ハ五尺四寸位ニシテ着衣中作業服ニ井印新谷漁業部ト赤糸ニテ刺繡マークアリ

一、着衣及所持金品  
 一、作業服上衣二枚、一、コットンシャツ二枚、一、メリヤスシャツ三枚、一、ラシヤスキ帽子一ケ、一、ネル首巻一本、一、メリヤス「ズボン」下「一枚、一、猿又一枚、一、作業ズボン一枚、一、皮帶一本  
 六ヶ月餘ヲ経過セルモノト推定ス

一、死亡年月日、中島町日鐵埠頭丁程種岸壁知利別川尻ヨリ約六間距ル箇所ニ漂流セルヲ發見セルモノナリ  
 一、埋葬年月日、昭和十七年八月十二日  
 室蘭市東町イタンキ共同墓地  
 一、取扱者、室蘭市長

昭和十七年十一月二十日印刷  
昭和十七年十一月二十日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
發行所 鳥取 縣  
鳥取縣 高郡 大正村 大字 古海  
印刷所 鳥取 刑務 支所